

被扶養者現況届 (配偶者編)

被保険者氏名 _____

認定対象者名 _____ 年齢 _____ 歳

被扶養者の資格は、配偶者、満16未満の子及び孫、満60歳以上75歳未満の父母及び祖父母並びに障害者を基本原則とする。

認定条件

- ① 被保険者の収入によって生活していること。
- ② 認定対象者となる人の今年(1月～12月)の収入が下記の限度額内であること。
ただし、退職の場合は、退職後1年以内に受けるであろう年間収入見込みで算定。
収入とは、アルバイト、パート、各種年金、農業、商業、不動産所得、失業給付等をいう。

年齢	60歳未満	60歳以上(又は障害者)
収入基準	130万円未満	180万円未満

1 扶養することになった理由[詳しく]

2 質問事項に答えて、右記の表に該当するものに○を付け提出する書類を確認して下さい。

Q. 認定対象者の職業は？ (あてはまる番号全てに進んで下さい)

- 1. 無職(収入が全く無い方)..... ④
- 2. 無職(年金等の収入がある方)..... ①
- 3. アルバイト・自営業・農業等..... 上記限度額を超えない年収であれば ②③
- 4. 前年から現在までに退職された場合..... 失業給付受給待機中の方⑤
失業給付受給中の方⑥
雇用保険に加入していたが、失業給付を受給しない方⑦
失業給付を受給終了した方⑧
雇用保険未加入の方⑨
失業給付をあとで受給する方⑩
- 5. 自営業等をしてしていたが、廃業された場合..... ⑪
- 6. その他..... 健康保険組合までご相談下さい

◎ 失業給付を受給される方、受給中の方は、基準収入により受給終了するまで認定できません。

番号	○ 収入の種類	提出する書類
①	老齢・障害・遺族・共済・恩給 農業年金等	直近の振込通知書(ハガキ)(写)と 市町村発行の所得証明書
②	アルバイト等の給与収入	支給(払)明細書(直近3ヶ月分)(写)と 市町村発行の所得証明書
③	事業収入 (自営業・農業収入・不動産所得・雑所得等)	市町村発行の所得証明書と確定申告書(税務署受 付印のある写)
④	全くの無収入	※ 市町村発行の所得証明書
⑤	失業給付受給待機中	離職票1、2(写)と退職時の給与所得の 源泉徴収票(写)
⑥	失業給付受給中<失業給付日額 3,611円 以下 (60歳以上は、 5,000円 未満)>	雇用保険受給資格者証の全ページ(写) 退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑦	雇用保険に加入していたが失業給付は 受給しない 失業給付受給中は扶養認定されないことを理解しました。 被扶養者(配偶者)は失業給付を今後とも受給しないことを誓約いたします。 被保険者名 _____ 印	離職票1、2(写)と退職時の給与所得の 源泉徴収票(写)
⑧	失業給付を受給終了した	受給資格者証の全ページ(写)と 退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑨	雇用保険は未加入	退職証明書(雇用保険未加入と記入されているもの) と退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑩	失業給付をあとで受給する (妊娠・出産・病気等の為)	受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長通知書 の原本(もしくは母子手帳(写)と退職日の確認できる書類(写))
⑪	自営業等をしてしていたが廃業した	税務署発行の廃業届(受付印のあるもの)(写)

※ 市町村発行の所得証明書は前年分の収入で発行されます。
しかし発行月が1月～5月の場合は前年分ではなく前々年分で発行されます。
その場合、現在・前年と無職であっても前々年分に収入があった方は必ず上記の⑤～⑪)に進んでください。

3 確認事項
障害者手帳は持っていますか？ (持っている ・ 持っていない)

※ 持っていると答えた方は、障害者手帳のコピーを提出してください。

備考欄

※ 申請の内容により上記以外の添付書類を依頼させて頂く事がありますが、ご了承ください。

被扶養者現況届（両親編）－同居

被保険者氏名 _____ 年齢 _____ 歳
 認定対象者名 _____ 年齢 _____ 歳

被扶養者の資格は、配偶者、満16未満の子及び孫、満60歳以上75歳未満の父母及び祖父母並びに障害者を基本原則とする。

認定条件

- ① 被保険者の収入によって生活していること。（両親の収入より本人の収入が多いこと）
 ※両親のうち一方しか扶養に入れない場合であっても両親分の下記 2 の質問にあてはまる添付書類が必要です。
- ② 認定対象者となる人の今年（1月～12月）の収入が下記の限度額内であること。
 ただし、退職の場合は、退職後1年以内に受けるであろう年間収入見込みで算定。
 収入とは、アルバイト、パート、各種年金、農業、商業、不動産所得、失業給付等をいう。

年齢	60歳未満	60歳以上(又は障害者)
収入基準	130万円未満	180万円未満

- ③ 義父母の場合は、同居を条件とする。（住民票を添付）
- ④ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入すること。

1 扶養することになった理由[詳しく]

2 質問事項に答えて、右記の表に該当するものに○を付け提出する書類を確認して下さい。

Q. 認定対象者の職業は？（あてはまる番号全てに進んで下さい）

1. 無職（収入が全く無い方）…………… ④
2. 無職（年金等の収入がある方）…………… ①
3. アルバイト・自営業・農業等…………… 上記限度額を超えない年収であれば ②③
4. 前年から現在までに退職された場合…………… 失業給付受給待機中の方⑤
 失業給付受給中の方⑥
 雇用保険に加入していたが、失業給付を受給しない方⑦
 失業給付を受給終了した方⑧
 雇用保険未加入の方⑨
 失業給付をあとで受給する方⑩
5. 自営業等をしてしていたが、廃業された場合…………… ⑪
6. その他……………健康保険組合までご相談下さい

◎ 失業給付を受給される方、受給中の方は、基準収入により受給終了するまで認定できません。

番号	収入の種類	提出する書類
①	老齢・障害・遺族・共済・恩給 農業年金等	直近の振込通知書(ハガキ)(写)と 市町村発行の所得証明書
②	アルバイト等の給与収入	支給(払)明細書(直近3ヶ月分)(写)と 市町村発行の所得証明書
③	事業収入 (自営業・農業収入・不動産所得・雑所得等)	市町村発行の所得証明書と確定申告書(税務署受付印のある写)
④	全くの無収入	※ 市町村発行の所得証明書
⑤	失業給付受給待機中	離職票1, 2(写)と退職時の給与所得の 源泉徴収票(写)
⑥	失業給付受給中<失業給付日額5,000円 未満(60歳未満は、3,611円以下)>	雇用保険受給資格者証の全ページ(写) 退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑦	雇用保険に加入していたが失業給付は 受給しない 失業給付受給中は扶養認定されないことを理解しました。 被扶養者(父・母)は失業給付を今後とも受給しないことを誓約いたします。 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> ↑ 該当者に○してください </div>	離職票1, 2(写)と退職時の給与所得の 源泉徴収票(写) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 被保険者名 _____ 印 </div>
⑧	失業給付を受給終了した	受給資格者証の全ページ(写)と 退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑨	雇用保険は未加入	退職証明書(雇用保険未加入と記入されているもの) と退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑩	失業給付をあとで受給する (病气等の為)	受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長通知書 の原本(もしくは診断書(原本)と退職日の確認できる書類(写))
⑪	自営業等をしてしていたが廃業した	税務署発行の廃業届(受付印のあるもの)(写)

※ 市町村発行の所得証明書は前年分の収入で発行されます。
 しかし発行月が1月～5月の場合は前年分ではなく前々年分で発行されます。
その場合、現在・前年と無職であっても前々年分に収入があった方は必ず上記の⑤～⑪に進んでください。

3 確認事項
 障害者手帳は持っていますか？（持っている ・ 持っていない）

※ 持っていると答えた方は、障害者手帳のコピーを提出してください。

備考欄

※申請の内容により上記以外の添付書類を依頼させて頂く事がありますが、ご了承ください。

被扶養者現況届 (子ども編)

被保険者氏名		年齢	歳
認定対象者名		年齢	歳

被扶養者の資格は、配偶者、満16未満の子及び孫、満60歳以上75歳未満の父母及び祖父母並びに障害者を基本原則とする。

認定条件

- ① 被保険者の収入によって生活していること。
- ② 認定対象者となる人の今年(1月～12月)の収入が下記の限度額内であること。ただし、退職の場合は、退職後1年以内に受けるであろう年間収入見込みで算定。収入とは、アルバイト、パート、各種年金、農業、商業、不動産所得、失業給付等をいう。

年齢	60歳未満	年金を受けられる程度の障害者
収入基準	130万円未満	180万円未満

1 扶養することになった理由を詳しく記入して下さい。

2 質問事項に答えて、右記の表に該当するものに○を付け提出する書類を確認して下さい

- Q. 認定対象者の職業は？ (あてはまる番号全てに進んで下さい)
1. 無職(収入が全く無い方).....④
 2. 無職(年金等の収入がある方).....①
 3. アルバイト・自営業・農業等.....上記限度額を超えない年収であれば②③
 4. 前年から現在までに退職された場合.....
 - 失業給付受給待機中の方⑤
 - 失業給付受給中の方⑥
 - 雇用保険に加入していたが、失業給付を受給しない方⑦
 - 失業給付を受給終了した方⑧
 - 雇用保険未加入の方⑨
 - 失業給付をあとで受給する方⑩
 5. 自営業等をしていたが、廃業された場合.....⑪
 6. 高校生・大学生・各種専門学校の場合.....⑫
 7. その他.....健康保険組合までご相談下さい

◎ 失業給付を受給される方、受給中の方は、基準収入により受給終了するまで認定できません。

番号	収入の種類	提出する書類
①	老齢・障害・遺族・共済・恩給 農業年金等	直近の振込通知書(ハガキ)(写)と 市町村発行の所得証明書
②	アルバイト等の給与収入	支給(払)明細書(直近3ヶ月分)(写)と 市町村発行の所得証明書
③	事業収入 (自営業・農業収入・不動産所得・雑所得等)	市町村発行の所得証明書と確定申告書(税務署受付印のある写)
④	全くの無収入	※ 市町村発行の所得証明書
⑤	失業給付受給待機中	離職票1、2(写)と退職時の給与所得の 源泉徴収票(写)
⑥	失業給付受給中 <失業給付日額3,611円以下>	雇用保険受給資格者証の全ページ(写) 退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑦	雇用保険に加入していたが失業給付は 受給しない 失業給付受給中は扶養認定されないことを理解しました。 被扶養者(子ども)は失業給付を今後とも受給しないことを誓約いたします。	離職票1、2(写)と退職時の給与所得の 源泉徴収票(写)
		被保険者名 印
⑧	失業給付を受給終了した	受給資格者証の全ページ(写)と 退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑨	雇用保険は未加入	退職証明書(雇用保険未加入と記入されているもの) と退職時の給与所得の源泉徴収票(写)
⑩	失業給付をあとで受給する (妊娠・出産・病気等の為)	受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長通知書 の原本(もしくは母子手帳(写)と退職日の確認できる書類(写))
⑪	自営業等をしていたが廃業した	税務署発行の廃業届(受付印のあるもの)(写)
⑫	高校生・大学生・各種専門学校	在学証明書又は学生証(写)

※ 市町村発行の所得証明書は前年分の収入で発行されます。
しかし発行月が1月～5月の場合は前年分ではなく前々年分で発行されます。
その場合、現在・前年と無職であっても前々年分に収入があった方は
必ず上記の⑤～⑪に進んでください。

3 確認事項
 障害者手帳は持っていますか？ (持っている ・ 持っていない)

※ 持っていると答えた方は、障害者手帳のコピーを提出してください。

備考欄

※申請の内容により上記以外の添付書類を依頼させて頂く事がありますが、ご了承ください。

